

廃石膏ボードの受入基準及び処分単価について

2020.12.1適用

◆廃石膏ボードの品質・状態により以下の区分で受入・処分致します。

番号	ランク	品目	品質・状態	単価	受入可否
1	A	新築端材品	①異物・付着物がない ②水濡れがない	27円/kg	受入可
2	A	改修・解体端材品A	①異物・付着物がない ②水濡れがない	27円/kg	受入可
3	B	改修・解体端材品B	①タッカー・ビスが付着している ②接着剤が若干付着している ③水濡れがない	30円/kg	受入可
4	C	改修・解体端材品C	①ビニールクロスが付着している ②水濡れが若干ある	33円/kg	受入可
5	D	複合端材品	①スチール板付石膏ボード (パーティション)	35円/kg	受入可

5 リサイクル不可品 受け入れできません

- ①岩綿吸音板・ケイカル版・タイル・モルタル・木毛板・スタイロフォームの単体、またはこれらが付着しているもの
 - ②石膏分が粉状・粒状のみとなったもの
 - ③石膏ボード以外の物や、土砂等ミンチ状の物が混入したもの
 - ④石膏部分まで濡れているもの
 - ⑤ロンレックス等、ガラス製品（繊維）を石膏に混ぜた内装材
 - ⑥加工クロス（珪藻土風・土壁風）が付いたもの
 - ⑦ペンキや珪藻土が塗装または吹付けられているもの
 - ⑧アスベスト含有の石膏ボード
 - ⑨ヒ素入り石膏ボード（OYボード）
 - ⑩カドミウム入り石膏ボード（アドラボードの一部製品）
- ※⑥⑦は残留なく剥がしたものはB品として受け入れ可能です。
- ※⑧⑨⑩は契約時に調査します。

持ち込みの際は必ず事前に調査し、処分委託契約を締結してから、ご連絡の上、運搬して頂きますようお願い申し上げます。

〒679-3412

兵庫県朝来市山内318

豊友工業有限会社 朝来工場

TEL 079-666-8834 t.hoyukogyo@gmail.com